

# 岐阜女子大学大学院学則

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 岐阜女子大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前項の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 3 前項に規定する自己点検及び評価を行うために必要な事項は、別に定める。

### (課程)

第2条 大学院の課程は、修士課程とする。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の専門的な知識と能力とを持つ人材の育成並びに社会人の再教育を目的とする。

### (研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

文化創造学研究科  
生活科学研究科  
文化創造学研究科(通信教育課程)

### (専攻)

第4条 大学院研究科(以下「研究科」という。)に次の専攻を置く。

文化創造学研究科 文化創造学専攻  
デジタルアーカイブ専攻  
初等教育学専攻  
生活科学研究科 生活科学専攻  
文化創造学研究科(通信教育課程) 文化創造学専攻  
デジタルアーカイブ専攻  
初等教育学専攻

### (研究科長)

第5条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、その研究科の専任教員をもって充てる。
- 3 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

### (研究科委員会)

第6条 研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (大学院委員会)

第7条 大学院に大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 標準修業年限、在学期間及び収容定員

### (標準修業年限)

第8条 標準修業年限は、2年とする。

(在学期間)

第9条 学生は、前条に規定する標準修業年限の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず第20条第1項の規定により入学した学生は、第20条第1項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(収容定員)

第10条 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
文化創造学研究科	文化創造学専攻	6人	12人
	デジタルアーカイブ専攻	3人	6人
	初等教育学専攻	4人	8人
生活科学研究科	生活科学専攻	6人	12人
文化創造学研究科 (通信教育課程)	文化創造学専攻	15人	30人
	デジタルアーカイブ専攻	7人	14人
	初等教育学専攻	15人	30人

### 第3章 年次、学期及び休業日

(年次)

第11条 年次は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 年次を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 大学院の休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
  - 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - 三 岐阜女子大学(以下「本学」という。)開学記念日 2月2日
  - 四 夏季休業日 7月25日から9月14日まで
  - 五 冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで
  - 六 春季休業日 3月1日から4月8日まで
- 2 前項第4号、第5号、第6号については、年度により変更することができる。
- 3 学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、必要に応じ第1項第4号から第6号までに規定する休業期間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。
- 4 学長は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、休業日も授業を行うことができる。

### 第4章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学期の初めとする。ただし、再入学及び転入学の場合も同様とする。

(入学資格)

第15条 大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法(昭和22年法律26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- 八 学校教育法第102条第2項の規定により他大学院に入学した者であって、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- 十 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(入学の志願手続)

第16条 大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び第56条に規定する入学検定料を添え、出身大学を経て、所定の期日までに願出しなければならない。

2 大学院入学の前年度において、前条第1号に規定する大学を卒業する見込みの者は、同条第7号に規定する課程を修了する見込みの者は、入学を志願することができる。

3 大学院入学の前年度において、前条第7号に規定する大学の3年次に在学する者で3月末日まで在学する見込みの者は、入学を志願することができる。

(合格者の決定)

第17条 学長は、入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、合格者を決定する。

(入学の手続)

第18条 前条の規定による合格者で大学院に入学しようとするものは、所定の期日までに誓約書その他の書類を提出するとともに、第57条に規定する学金及び学費の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

(入学の許可)

第19条 学長は、前条の規定により入学の手続を経た者に対し、入学を許可する。

(再入学及び転入学)

第20条 次の各号の一に該当する者で大学院への入学を志願する者があるときは、第10条に規定する収容定員に欠員のある場合に限り、選考の上、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、相当年次に入学を許可することができる。

一 第42条又は第43条の規定により大学院を退学又は除籍された者で、その退学又は除籍後2年以内に再入学を願出した者

二 他の大学の大学院に在学する者で、当該大学院の学長が大学院への転入学を承認した者

2 前項の規定により入学を許可する場合には、その者の既に履修した授業科目及びその単位数の認定は、学長が、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで行う。

(準用規定)

第21条 第16条、第18条及び第19条の規定は、前条の規定により入学した者にこれを準用する。

## 第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位)

第22条 研究科における授業科目及びその履修単位については、別表のとおりとする。

(研究の指導)

第23条 研究科における研究指導は、本学の教授が担当する。ただし、学長は、必要があると認めた場合は、准教授又は講師に研究の指導を担当させることができる。

(指導教員)

第24条 第19条及び第20条第1項の規定により入学した者には、専攻に従って、それぞれ指導教員を定める。

2 前項に規定する指導教員は、必要に応じて2人以上とすることができる。

(履修計画)

第25条 学生は、指導教員の指導を受けて履修しようとする授業科目を毎学期の初めに研究科長へ提出しなければならない。

第26条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又は併用により行うものとする。

2 前項の授業を、文部科学大臣が別に定める方法により、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室等以外の場所で履修することができる。

(授業科目)

第27条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。但し、自由科目は修了要件単位数に算入しない。

2 必要に応じ前項に規定する選択科目を必修とすることができる。

3 研究科の専攻における授業科目、履修単位及び年次配当は、別表のとおりとする。

4 前項に規定する授業科目、履修単位及び年次配当は、必要に応じ、その一部を変更することができる。

(メディアを利用して行う授業)

第27条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目は、別表のとおりとする。

(修得単位)

第28条 学生は、別に定めるところにより必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上を修得しなければならない。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院(以下「他大学院」という。)との協議に基づき、学生に当該他大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により他大学院の授業科目の履修を願い出た者については、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、その履修を許可することができる。

3 前項の規定により他大学院において履修した授業科目について履修した単位は、第31条第1項に規定する入学前に他大学院において修得した単位及び第32条第1項に規定する外国の大学院等において修得した単位数と合わせて10単位を超えない範囲で大学院において修得したものとみなすことができる。

4 他大学院で履修した期間は、大学院の在学期間に算入する。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、他大学院の授業科目の履修及びその履修した授業科目について修得した単位に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学院等における研究指導)

第30条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第31条 教育上有益とみとめるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本学大学院において修得した単位は、入学後の単位として10単位を超えない範囲で認めることができるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(留 学)

第32条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)との協議に基づき、学生に当該外国の大学院等へ留学させることができる。

2 第29条第2項から第4項までの規定は、学生が外国の大学院等に留学する場合にこれを準用する。

3 前2項に規定するもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第33条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間をもって1単位とすることができる。

三 実験又は実習については、45時間の実験又は実習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、30時間の実験又は実習をもって1単位とすることができる。

2 前項各号の規定にかかわらず、文化創造学研究科(通信教育課程)にあっては、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 印刷教材授業については、45時間に相当する学修量の教材をもって1単位とする。

二 面接授業(メディアを利用して行う授業を含む。「以下同じ」)については、15時間の面接授業をもって1単位とする。

三 印刷教材授業と面接授業とを併用して行う授業にあっては、15時間から面接授業の実施時間数を差し引いた時間に相当する印刷教材の学修量をもって1単位とする。

四 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。

3 前2項に規定する単位の計算方法については、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、その基準の一部を変更することができる。

(授業期間)

第34条 授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これを変更することができる。

(授業科目の成績)

第35条 授業科目を履修した者に対しては、原則として試験を行う。この場合、定期試験は、学期末又は学年末に行うものとし、その試験は、筆答試験、口答試問、研究報告等の方法により行う。

2 授業科目担当教員は、必要に応じて追試験又は再試験を行うことができるものとし、追試験又は再試験に関し必要な事項は、別に定める。

3 履修した授業科目の成績は、第1項に規定する試験のほか、研究報告、随時行う試験、出席及び学修状況等により総合判定する。

4 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位修得の認定)

第36条 単位修得の認定は、前条に規定する授業科目の成績の判定に基づき、学長が、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで行う。

(教育方法の特例)

第37条 文化創造学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

## 第6章 休学、復学、転学、退学及除籍

(休学)

第38条 疾病その他特別の理由により2月以上修学することができない者は、休学期間を定め、理由書を添えて、学長に休学を願い出なければならない。この場合、疾病の理由により休学を願い出るときは、医師の診断書を添付するものとする。

2 前項の規定により休学を願い出た者については、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、その休学を許可する。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第39条 休学期間は、1年以内とし、当該学年末までとする。ただし、特別の理由がある場合は、改めて休学願を提出させ、その期間を1年以内更新することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 前項に規定する休学期間は、第9条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第40条 休学期間満了の者又は休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、その復学を許可することができる。この場合、疾病の理由により休学し、その理由が消滅して復学しようとするときは、本学の指定する医師の診断書を提出するものとする。

2 第38条第3項の規定により休学を命じた者で、その理由が消滅した場合には、本学の指定する医師の診断書に基づき、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、その復学を許可することができる。

(転学)

第41条 大学院から他大学院へ転学しようとする者は、その理由書を添え、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第42条 退学しようとする者は、その理由書を添え、学長に願い出なければならない。この場合、疾病の理由により退学を願い出るときは、医師の診断書を添付するものとする。

2 前項の規定により退学を願い出た者については、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、その退学を許可する。

(除籍)

第43条 次の各号の一に該当する者がある場合は、研究科長の申出により、学長は、これを除籍する。

- 一 死亡した者
- 二 行方不明の者

2 許可なく授業料等を滞納し、又は延納期限を経過し、督促してもこれを納付しない者に対しては、学長は、除籍することができる。

(退学を命ずる場合)

第44条 次の各号の一に該当する者がある場合は、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、退学を命ずることができる。

- 一 第9条に規定する在学期間を超えた者
- 二 第39条第2項に規定する休学期間を超えた者
- 三 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

## 第7章 学位の授与

(学位の種類)

第45条 大学院において授与する学位は、修士とし、文化創造学研究科及び文化創造学研究科(通信教育課程)の文化創造学専攻は修士(文学)、デジタルアーカイブ専攻は修士(文学)、初等教育学専攻は修士(文学・教育学)、生活科学研究科は修士(生活科学)とする。

(学位の授与)

第46条 第8条に規定する修業年限以上在学し、第28条第1項の規定により専攻分野について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者には、岐阜女子大学大学院学位規則(以下「学位規則」という。)の定めるところにより、修士の学位を授与する。ただし、特に優れた業績を上げた者の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

(学位論文等の取扱い)

第47条 前条に規定する学位論文の審査及び最終試験については、学位規則の定めるところによる。

- 2 第9条に規定する在学期間中に第28条第1項に規定する単位を修得した者又は修得見込みの者は、学位論文を8月20日又は1月20日までに提出し、その審査及び最終試験は、9月20日又は2月20日までに行う。

(単位修得認定書の交付)

第48条 在学期間中に所定の単位を修得し、学位論文の提出に至らなかった者から願い出があったときは、単位修得認定書を交付することができる。

## 第8章 教育職員免許状

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第49条 幼稚園教諭一種、小学校教諭一種、中学校教諭一種、高等学校教諭一種及び栄養教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭及び栄養教諭の専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、研究科における授業科目から教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

- 2 大学院の研究科において当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	分野	免許状の種類	免許教科
文化創造学研究科	文化創造学専攻	日本文化分野	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語 国語 書道
		英語文化分野	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語 英語
	初等教育学専攻		幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状	

研究科	専攻	分野	免許状の種類	免許教科
生活科学研究科	生活科学専攻	生活科学分野	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
		応用栄養学分野	栄養教諭専修免許状	
文化創造学研究科 (通信教育課程)	文化創造学専攻	日本文化研究分野	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語 国語 書道
	初等教育学専攻		幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状	

## 第9章 賞罰

### (表彰)

第50条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴くとともに大学院委員会の議を経て、これを表彰する。

2 前項に規定する表彰に関し必要な事項は、別に定める。

### (懲戒)

第51条 学生が本学の諸規則、規程及び心得に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴くとともに大学院委員会の議を経て、これを懲戒する。

2 前項に規定する懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて欠席が長期にわたる者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 第1項及び第2項の規定による停学の期間が3月を超える場合は、第8条に規定する標準修業年限に算入しない。

## 第10章 科目等履修生及び外国人留学生

### (科目等履修生)

第52条 大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者については、研究科の教育に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項に規定する科目等履修生を志願することのできる者は、第15条に規定する入学資格を有する者とする。

### (研究生)

第53条 大学院において、更に深い学術研究を行うことを志願する者があるときは、研究科の支障のない場合に限り、選考の上、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、研究生の入学を許可することができる。

2 前項に規定する研究生を志願することのできる者は、大学院の修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

### (外国人留学生)

第54条 外国人留学生として大学院に入学を志願する者については、別に定めるところにより、選考の上、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定する外国人留学生については、学長は、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで、第

10条に規定する収容定員の枠外とすることができる。

(その他)

第55条 本章で規定するもののほか、科目等履修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第11章 大学の施設の利用

(大学の施設の利用)

第56条 大学院の学生は、本学の図書館、体育施設、食堂、その他の厚生施設等を利用することができる。

## 第12章 入学検定料、入学金及び学費

(入学検定料、入学金及び学費の額並びに徴収方法)

第57条 入学検定料、入学金及び学費の額は、別に定める。

2 入学検定料、入学金及び学費の徴収方法は、次のとおりとする。

一 入学検定料は、第16条の規定により納付しなければならない。

二 入学金は、第18条の規定により納付しなければならない。ただし、大学院を退学し、第20条第1項第1号の規定により入学を許可された者の入学金は、徴収しない。

三 学費は、年額の2分の1に相当する額を4月及び9月に納付しなければならない。ただし、新たに入学を許可された者は、指定の期日までに年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

3 学費については、特別の理由がある場合に限り、数回の分納を認めることができる。

4 科目等履修生及び外国人留学生の入学検定料、入学金及び学費の額並びに徴収方法は、規則で定める。

5 学費とは、授業料、施設設備費及び実験実習費等をいう。

(休学及び停学期間中の授業料等)

第58条 休学期間中は、授業料の納付すべき額の2分の1に相当する額を在籍料として納付するものとする。

ただし、学期の途中で休学する者は、その期の所定の学費を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた期間中の授業料は、徴収する。

(既納の授業料等)

第59条 既納の入学検定料、入学金及び学費は、いかなる理由があっても、これを返還しないものとする。

ただし、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学手続きの取消しを願い出たものについては、学費を返還することができる。

## 第13章 職員組織

(職員組織)

第60条 大学院に、次の職員を置く。

学長	事務職員
教授	技術職員
准教授	用務職員
講師	
助教	
助手	

2 本学の職員は、前項に規定する職員を兼ねることができる。

## 第14章 履修証明制度

第61条 学長は、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の規定に基づき、大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、履修証明書を交付することができる。

## 第15章 公開講座

第62条 大学院は、社会人の教養を高め文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

## 第16章 雑則

第63条 この学則の各条項を実施するため必要な事項は、別に定める。

附 則  
この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成21年12月15日から施行する。

附 則  
この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成31年4月1日から施行する。